

令和7年7月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月8日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社九星企画（法人番号：7011702003357） 代表者 生沼 芳明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 東京都江戸川区西一之江3-29-13 （本社営業所） 東京都江戸川区西一之江3-29-13
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 80日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和6年11月28日、令和6年11月29日及び令和6年12月16日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1) 疾病のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2) 業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(3) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4) 高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5) 初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年7月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月8日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社湘南フレンド観光（法人番号：2021001064344） 代表者 藤澤 周平
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県藤沢市用田1541-1 (本社営業所) 神奈川県藤沢市用田1541-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年5月14日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)業務の記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」第)25条第2項)、(2)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和7年7月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

群馬運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月8日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ムラマツ（法人番号：9070002015659） 代表者 村松 雅章
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 群馬県高崎市新町2802 （本社営業所） 群馬県高崎市新町2346-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年4月15日及び令和7年4月21日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運行記録計による記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.（4）但し書き参照）